

由仁地区 換地計画委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.9.5	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	31,521,000	31,521,000	100.0%	-	事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。	4	
道央用水(三期)地区 千歳地域事業推進調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.9.29	千歳市 北海道千歳市東雲町2 丁目34番地	会計法第29条の3第4項	3,937,990	3,937,990	100.0%	-	土地の権利関係等の個人情報が含まれる農家基本台帳により、農業委員会を通じて受益地の変動を常に把握している。本地域は土地改良区による農業用排水施設の管理が行われていない地域であり、千歳市は、各水利組合を通じて、用水路等水利施設の詳細を一元的に把握しているため。	4	
埋蔵文化財発掘調査業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.4.1	(財)北海道埋蔵文化財センター 北海道江別市西野幌 685番地1	会計法第29条の3第4項	1,046,563,350	1,046,563,350	100.0%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなり、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。	1	
上水道料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.4.1	札幌市水道局 北海道札幌市中央区 大通東11丁目	会計法第29条の3第4項	-	7,676,931	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
下水道料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西1 9丁目	H20.4.1	札幌市水道局 北海道札幌市中央区 大通東11丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,158,949	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、下水処理を行うものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
札幌道路事務所 電気料金	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道 路事務所 札幌市豊平区水車町1 丁目1番2号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	299,059,495	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
札幌道路事務所 水道料金	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道 路事務所 札幌市豊平区水車町1 丁目1番2号	H20.4.1	札幌市水道局 北海道札幌市中央区 大通東11丁目	会計法第29条の3第4項	-	13,220,333	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
平成20年度 道路・占用物件管理情報処理業務	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道 路事務所 札幌市豊平区水車町1 丁目1番2号	H20.4.1	(財)道路管理センター 東京都千代田区平河 町1丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	8,788,500	8,368,500	95.2%	-	本件は、道路占用許可申請、道路工事調整、その他道路管理に必要な道路に関する情報及び道路占用物件に関する情報を通信回線等により的確かつ迅速に提供させようとするものであり、これらの情報提供を行っているのは、当該業者のみであるため。	12	
高速道路通行料	佐藤 薫 札幌開発建設部 岩見沢 道路事務所 岩見沢市日の出北2丁 目1番5号	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5- 1-22	会計法第29条の3第4項	1,521,167	1,521,167	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
岩見沢道路事務所 電気料	佐藤 薫 札幌開発建設部 岩見沢 道路事務所 岩見沢市日の出北2丁 目1番5号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	103,255,331	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
千歳道路事務所 電気料	得能 仁 札幌開発建設部 千歳道路事務所 千歳市北斗6丁目13番 3号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	46,014,632	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
滝川道路事務所 電気料	佐々木 薫 札幌開発建設部 滝川 道路事務所 滝川市新町2丁目1-3 4	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	108,290,527	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
高速道路通行料	新谷 義信 札幌開発建設部深川道 路事務所 深川市音江町字広里30 6	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5- 1-22	会計法第29条の3第4項	2,307,900	2,307,900	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
深川道路事務所 電気料	新谷 義信 札幌開発建設部深川道 路事務所 深川市音江町字広里30 6	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	75,113,800	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	

滝野公園 電気料	鹿野 央 札幌開発建設部国営滝野すずらん丘陵公園事務所 札幌市南区滝野247番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	16,757,236	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
滝野公園 下水道料	鹿野 央 札幌開発建設部国営滝野すずらん丘陵公園事務所 札幌市南区滝野247番地	H20.4.1	札幌市水道局 北海道札幌市中央区大通東11丁目	会計法第29条の3第4項	-	4,750,876	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、下水処理を行うものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
高速道路通行料	船木 誠 札幌開発建設部岩見沢農業事務所 岩見沢市5条東15丁目7番地	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1-22	会計法第29条の3第4項	1,492,300	1,492,300	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
岩見沢農業事務所 電気料	船木 誠 札幌開発建設部岩見沢農業事務所 岩見沢市5条東15丁目7番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,966,020	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
札幌南農業事務所 電気料	河端 明 札幌開発建設部 札幌南農業事務所 北広島市中央6丁目8番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,212,416	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
高速道路通行料	本間 久雄 札幌開発建設部千歳空港建設事業所 千歳市美々 新千歳空港内	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1-22	会計法第29条の3第4項	1,121,350	1,121,350	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
千歳空港建設事業所 電気料	本間 久雄 札幌開発建設部千歳空港建設事業所 千歳市美々 新千歳空港内	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,855,865	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
深川農業開発事業所 電気料	山岸 晴見 札幌開発建設部 深川農業開発事業所 深川市1条15番16号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,769,042	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
樺戸農業開発事業所 電気料	奥山 昭雄 札幌開発建設部樺戸農業開発事業所 樺戸郡新十津川町字中央331-7	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	3,346,835	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
樺戸農業開発事業所 水道料	奥山 昭雄 札幌開発建設部樺戸農業開発事業所 樺戸郡新十津川町字中央331-7	H20.4.1	西空知広域水道企業団 北海道樺戸郡新十津川町字大和232番20	会計法第29条の3第4項	-	1,155,634	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
大夕張ダム管理所 電気料	館野 健悦 札幌開発建設部大夕張ダム管理所長 夕張市南部東町	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,034,481	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
一般国道5号札幌市創成川電線共同溝通信設備設置工事	川村和幸 北海道開発局札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.7.29	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 東京都中央区日本橋浜町2-31-1	会計法第29条の3第4項	-	92,187,421	-	-	当部施工の「一般国道5号札幌市創成川電線共同溝設置工事」に伴い必要となったケーブルの移設等工事について、通信保護の問題から所有者である東日本電信電話株式会社と協議した結果、NTTグループ内で土木設備等に関する業務を担当しているエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社に委託したものである。	19	
一般国道5号札幌市手稲電線共同溝通信設備設置工事	川村和幸 北海道開発局札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.7.29	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 東京都中央区日本橋浜町2-31-1	会計法第29条の3第4項	-	63,271,588	-	-	当部施工の「一般国道5号札幌市手稲電線共同溝設置工事」に伴い必要となったケーブルの移設等工事について、通信保護の問題から所有者である東日本電信電話株式会社との協議した結果、NTTグループ内で土木設備等に関する業務を担当しているエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社に委託したものである。	19	

徳富ダム建設工事(北海道施工分)に係る負担金	川村和幸 北海道開発局札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	137,560,000	-	-	S.63.2.3付けで締結した「徳富ダム建設工事に関する基本協定書」に基づく北海道施工分について委託したものである。	4	
一般国道36号 札幌市 札幌駅前地下通路設置工事に伴う近接影響調査	川村和幸 北海道開発局札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 東京都中央区日本橋浜町2-31-1	会計法第29条の3第4項	-	9,595,950	-	-	当該施工の「一般国道36号札幌市札幌駅前地下通路設置工事」は、NTTとう道に近接して工事を行うため、施工前、施工中及び施工後に、とう道本体の亀裂、漏水調査及びレベル測量による点検調査が必要となり、施工上の安全を確保するため、所有者である東日本電信電話株式会社と協議した結果、NTTグループ内で土木設備等に関する業務を担当しているエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社に委託したものである。	19	
官報公告掲載料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北1条西19丁目	H20.4.1	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,487,240	2,487,240	100.0%	-	国が行う特定調達契約については、国の物品等又は特定役務の調達手続きを定める政令の規定により官報に掲載することとされている。官報掲載にあつては、(独)国立印刷局が官報発行(掲載)を行う唯一の機関であるため。	6	
高速道路通行料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北1条西19丁目	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1-22	会計法第29条の3第4項	15,831,795	15,831,795	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であり、また、入金金及び年会費が無料で、かつ、クレジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
札幌河川事務所電気料	遠藤 友志郎 石狩川開発建設部札幌河川事務所 札幌市南区南32条西8丁目2-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	33,720,347	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
札幌河川事務所水道料	遠藤 友志郎 石狩川開発建設部札幌河川事務所 札幌市南区南32条西8丁目2-1	H20.4.1	札幌市水道局 北海道札幌市中央区大通東11丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,585,301	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
岩見沢河川事務所電気料	山越 明博 石狩川開発建設部岩見沢河川事務所 岩見沢市7条東9丁目3-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	8,160,989	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
江別河川事務所電気料	中田 満洋 石狩川開発建設部江別河川事務所 江別市高砂町5番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	10,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
千歳川河川事務所電気料	横澤 孝人 石狩川開発建設部千歳川河川事務所 千歳市住吉1丁目1-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	13,885,537	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
豊平川ダム統合管理事務所電気料	新目 竜一 石狩川開発建設部豊平川ダム統合管理事務所 札幌市南区南32条西8丁目2-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	10,800,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
北空知河川事業所電気料	小松 孝志 石狩川開発建設部北空知河川事業所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛482-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	6,419,301	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
幾春別川ダム建設事業所電気料	石神 孝之 石狩川開発建設部幾春別川ダム建設事業所 三笠市幾春別山手町91-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	8,910,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
夕張シューパロダム総合建設事業所電気料	高橋 幸一 石狩川開発建設部夕張シューパロダム総合建設事業所 夕張市南部東町	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,298,874	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
滝里ダム管理所電気料	野上 毅 石狩川開発建設部滝里ダム管理所 芦別市滝里町683番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	8,991,219	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	

金山ダム管理所電気料	只野 数明 石狩川開発建設部金山 ダム管理所 空知郡南富良野町字金山	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	8,214,725	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
高規格幹線道路函館江差自動 車道函館茂辺地道路工用地 埋蔵文化財発掘調査業務	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	(財)北海道埋蔵文化 財センター 北海道江別市西野幌 685番地1	会計法第29条の3第4項	441,559,650	441,559,650	100.0%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化 財記録及び保存のために発掘調査を行うものであ る。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査につ いては北海道教育委員会に対して事前協議を行う こととなり、北海道教育委員会において発掘 調査者の決定を行っているものである。	1	
一般国道278号函館市尾札部 道路工用地内埋蔵文化財発 掘調査業務	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	特定非営利活動法人 函館市埋蔵文化財事 業団 北海道函館市臼尻町 603-1	会計法第29条の3第4項	129,980,000	129,980,000	100.0%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化 財記録及び保存のために発掘調査を行うものであ る。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査につ いては北海道教育委員会に対して事前協議を行う こととなり、北海道教育委員会において発掘 調査者の決定を行っているものである。	1	
兜野排水機場・北檜山排水機 場操作委託業務	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	せたな町 北海道せたな町北檜 山区徳島63-1	会計法第29条の3第4項	3,487,216	3,487,216	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持 又は操作その他これに類する河川の管理に属する 事項の委託先が関係地方公共団体に限られている ため。	1	
今金河川事務所に係る電気料	二階堂 司 函館開発建設部今金河 川事務所 瀬棚郡今金町字今金 414番地の7	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	7,080,357	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
函館道路事務所に係る電気料	米田 義弘 函館開発建設部函館道 路事務所 北斗市追分4丁目11番2 号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	83,804,918	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
八雲道路事務所に係る電気料	藤田 洋延 函館開発建設部八雲道 路事務所 二海郡八雲町東雲町23 番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	57,380,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
江差道路事務所に係る電気料	北山 雄次 函館開発建設部江差道 路事務所 桧山郡江差町字泊町 420	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	4,281,913	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
函館港湾事務所に係る電気料	河本 康秀 函館開発建設部函館港 湾事務所 函館市海岸町25番7号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	4,761,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
江差港湾事務所に係る電気料	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	2,922,344	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
渡島地区土地改良区事業推進 委託業務	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.7.29	渡島地区土地改良区 北海道北斗市市渡	会計法第29条の3第4項	3,562,850	3,562,850	100.0%	-	本業務は、当該土地改良区のみが保有している特 定の個人情報、施設管理情報等を中心に調査を行 うものであることから、当該土地改良区と契約をす る必要があるため。	12	
高速道路通行料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15- 5	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1 1-22	会計法第29条の3第4項	2,200,000	2,200,000	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であ り、また、入金金及び年会費が無料で、かつ、ク レジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振り 込みが可能である唯一の法人であるため。	14	
定期刊行物北海道通信日刊建 設版	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15- 5	H20.4.1	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,402,000	3,402,000	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっている ことから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入 のため。	10	
小樽開発建設部本部庁舎上水 道料金	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15- 5	H20.4.1	小樽市水道局 北海道小樽市花園2丁 目11番15号	会計法第29条の3第4項	-	3,150,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水 の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的 が競争を許さないため。	8	
小樽開発建設部本部庁舎下水 道料金	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15- 5	H20.4.1	小樽市水道局 北海道小樽市花園2丁 目11番15号	会計法第29条の3第4項	-	2,350,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、下 水処理を行うものであり、契約の性質又は目的が 競争を許さないため。	8	
電気料	熊谷 政行 小樽開発建設部 小樽道路事務所 小樽市長橋4丁目14-34	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	190,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	

電気料	太田 竹雄 小樽開発建設部 倶知安道路事務所 虻田郡倶知安町北7条 東1丁目4-9	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	100,110,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料	小樽 政方 小樽開発建設部 岩内道路事務所 岩内郡岩内町宇東山 404	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	29,400,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料	坂本 洋一 小樽開発建設部 小樽港湾事務所 小樽市築港2-2	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	5,676,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
余市川広域基幹河川改修事業における導流堤工事並びに余市流・融雪溝に係る堆砂防止工事負担金	相馬和則 北海道開発局小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15番5号	H20.5.1	北海道 北海道札幌市中央区 北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	13,187,510	-	-	余市流・融雪溝に係る堆砂防止施設については、北海道後志支庁が施工する余市導流堤と同一箇所であり、双方の機能を兼ね備えた兼用工作物として施工することが合理的かつ経済的であることから、北海道後志支庁に当部施工箇所を委託するものである。	4	
天塩川サンルダム建設事業の内埋蔵文化財発掘調査委託業務	柳谷 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	(財)北海道埋蔵文化財センター 北海道江別市西野幌685番地1	会計法第29条の3第4項	37,000,000	36,957,900	99.9%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなり、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。	1	
旭川開発建設部本部庁舎 電気料	柳谷 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	23,548,470	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
旭川開発建設部無線中継所外電気料	柳谷 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	7,379,523	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
旭川開発建設部本部庁舎 ガス料	柳谷 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	旭川ガス(株) 北海道旭川市四条通16-左6	会計法第29条の3第4項	-	6,542,879	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、ガスの供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
旭川開発建設部本部庁舎 水道料	柳谷 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	旭川市水道局 北海道旭川市上常盤町1丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,850,493	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
旭川河川事務所電気料	上野山 智也 旭川開発建設部旭川河川事務所 旭川市永山1条2丁目3番21号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	38,717,333	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
旭川道路事務所外1、274件電気料	三浦 進 旭川開発建設部旭川道路所 旭川市神楽1条6丁目	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	347,074,474	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
士別道路事務所 電気料	渡辺 昌夫 旭川開発建設部士別道路事務所 士別市大通西15丁目3142-31	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	43,662,609	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
富良野道路事務所 電気料	柳谷 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	17,275,397	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
岩尾内ダム管理所 電気料	石浦 一夫 旭川開発建設部岩尾内ダム管理所 士別市朝日町岩尾内	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	6,739,119	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
富良野地域農業開発事業所電気料	工藤 郁二 旭川開発建設部富良野地域農業開発事業所 富良野市桂木町6番10	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	3,499,337	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
名寄河川事務所 電気料	水谷 裕一 旭川開発建設部名寄河川事務所 名寄市西6条南9丁目	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	8,949,771	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	

定期刊行物 北海道通信	柳谷 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番 31	H20.4.1	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,402,000	3,402,000	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっている ことから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入 のため。	10
ふらの地区試験湛水等工事	柳屋圭吾 北海道開発局旭川開発 建設部 旭川市宮前通東4155 番31	H20.4.24	伊藤組土建(株) 札幌市中央区北4条西 4-1	会計法第29条の3第4項	56,931,000	54,705,000	96.1%	-	当該業者は、本ダム建設及びこれまでの試験湛 水中の管理を一貫して実施しており、前工事にお ける堤体やダム関連施設の施工状態及びこれま での各種観測データを詳細に把握している。この ことから、本工事の履行に必要な上記の条件を 満たしている唯一の者である。	19
室蘭開発建設部 水道料	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	室蘭市公営正業管理 者 北海道室蘭市幸町1番 の2	会計法第29条の3第4項	-	4,777,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水 の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的 が競争を許さないため。	8
室蘭開発建設部 ガス料	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	室蘭ガス(株) 北海道室蘭市日の出 町2丁目44番1号	会計法第29条の3第4項	-	1,645,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、ガ スの供給を受けるものであり、契約の性質又は目的 が競争を許さないため。	8
高速道路通行料	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1 1-22	会計法第29条の3第4項	7,300,000	7,300,000	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であ り、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、ク レジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振 込みが可能である唯一の法人であるため。	14
電気料(苫小牧河川)	厳倉 啓子 室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所 苫小牧市柏原32番地4 0	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	10,948,707	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
高速道路通行料(苫小牧河川)	厳倉 啓子 室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所 苫小牧市柏原32番地4 0	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1 1-22	会計法第29条の3第4項	1,561,582	1,561,582	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であ り、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、ク レジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振 込みが可能である唯一の法人であるため。	14
電気料(日高道路事務所)	浅利 雅裕 室蘭開発建設部 日高道路事務所 沙流郡日高松風町 2-251-4	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	66,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
電気料(浦河道路事務所)	山梨 高裕 室蘭開発建設部 浦河道路事務所 浦河郡浦河町築地 西4-8-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	84,527,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
電気料(室蘭港湾事務所)	廣松 智樹 室蘭開発建設部 室蘭市祝津町 1-1-16	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,819,074	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
電気料(苫小牧港湾事務所)	佐々木 朗 室蘭開発建設部 苫小牧港湾事務所 苫小牧市末広 1-1-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,879,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
電気料(浦河港湾事務所)	小路 邦夫 室蘭開発建設部 浦河港湾事務所 浦河郡浦河町築地 1-4-32	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,628,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
電気料 (沙流川ダム建設事業所)	岡下 淳 室蘭開発建設部 沙流郡平取町字荷葉 19-4	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,983,619	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
電気料(二風谷ダム管理所)	畑 敏夫 室蘭開発建設部 二風谷ダム管理所 沙流郡平取町字二風谷 24-4	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	21,716,204	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
電気料 (胆振東部農業開発事業所)	小林 和敏 室蘭開発建設部 勇払郡安平町早来栄町 133-10	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,900,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
高速道路通行料 (胆振東部農業開発事業所)	小林 和敏 室蘭開発建設部 勇払郡安平町早来栄町 133-10	H20.4.1	(株)JCB 東京都港区南青山5-1 1-22	会計法第29条の3第4項	2,500,000	2,500,000	100.0%	-	ETCマイレージサービスを利用することが安価であ り、また、入会金及び年会費が無料で、かつ、ク レジット機能が省かれ、さらに請求払いで口座振 込みが可能である唯一の法人であるため。	14

電気料(有珠復旧事務所)	菊地 一志 室蘭開発建設部 有珠復旧事務所 虻田郡洞爺湖町入江 54-10	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	57,049,745	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
一般国道36号白老町虎杖浜 ボンアヨロ4遺跡外埋蔵文化財 発掘調査業務	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	(財)北海道埋蔵文化 財センター 北海道江別市西野幌 685番地1	会計法第29条の3第4項	48,396,600	48,396,600	100.0%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなり、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。	1	
二風谷ダム記念館維持管理委 託業務	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	平取町 北海道沙流郡平取町 本町28	会計法第29条の3第4項	-	16,330,000	-	-	沙流川総合開発事業の一環として、沙流川流域の治水、利水等の資料情報を収集、保存、展示し、また、二風谷ダム建設に伴い出土した埋蔵文化財を保存、展示するために「にぶたに湖」湖畔の平取町字二風谷に「二風谷ダム記念館」を平成9年度に建設したところである。本業務は、この記念館の一般利用者や住民が、安全かつ快適に利用できるよう、その維持管理を適切に行うことを目的に実施する業務である。平取町は、昔からアイヌの人々が多く住み、特にアイヌ文化の発達した地域であるため、沙流川総合開発事業の地域振興策としてこの隣地に「平取町立アイヌ文化博物館」を建て、アイヌ文化資料を収集展示し、広く一般利用者に公開しているところである。当記念館も、アイヌ文化博物館と一体となった運営を実施し、効率的な運営を図る必要があるため、平取町に委託することが妥当と考え選定するものである。	4	
沙流川総合開発事業の内平取 ダム地域文化調査業務	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.4	平取町 北海道沙流郡平取町 本町28	会計法第29条の3第4項	-	29,870,000	-	-	本業務は、平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響を考慮し、その保全対策の施策等の検討のため必要な調査を行うものである。地元自治体である平取町は、恒常的に関係地域住民の生活と深く関わり、地域文化にも精通しており、業務処理能力を有する唯一の機関であるため。	4	
電気料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	21,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
水道料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	2,800,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
釧路開発建設部根室中部農業 開発事業所電気料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,500,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
無線中継所電気料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	4,500,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
釧路開発建設部釧路河川事務 所電気料	成田 明 釧路開発建設部 釧路河川事務所 釧路郡釧路町若葉1丁 目28番地3	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	3,400,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
釧路開発建設部釧路道路事務 所庁舎外水道料	谷村 昌史 釧路開発建設部 釧路道路事務所 釧路市貝塚3丁目3番1 5号	H20.4.1	釧路市公営企業管理 者 北海道釧路市黒金町7 丁目5番地	会計法第29条の3第4項	-	1,230,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
釧路開発建設部釧路道路事務 所庁舎外電気料	谷村 昌史 釧路開発建設部 釧路道路事務所 釧路市貝塚3丁目3番1 5号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	69,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料(根室道路事務所)	菅野 弘道 釧路開発建設部 根室道路事務所 根室市敷島町1丁目5番	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	10,763,407	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料	木村 孝司 釧路開発建設部 弟子屈道路事務所 川上郡弟子屈町鈴蘭4 丁目4番1号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	15,232,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	

電気代	小泉 重雄 釧路開発建設部 中標津道路事務所 標津郡中標津町東23条 北1丁目1番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	26,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
釧路港湾事務所電気料	吉田 義一 釧路開発建設部 釧路港湾事務所 釧路市西港1丁目	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	3,102,584	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
釧路港湾事務所専用線接続料	吉田 義一 釧路開発建設部 釧路港湾事務所 釧路市西港1丁目	H20.4.1	北海道総合通信網 (株) 北海道札幌市中央区 北一条東2-5-3	会計法第29条の3第4項	-	1,562,400	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
旧川工事矢板賃貸借	成田 明 釧路開発建設部 釧路河川事務所 釧路部釧路町若葉1丁 目28番地3	H20.4.1	(株)エムオーテック 東京都中央区八丁堀 2丁目9番1号	会計法第29条の3第4項	1,785,000	1,752,000	98.2%	-	本件は、平成19年度施行の「釧路川環境整備事業の内 旧川掘削工事」で打設・使用した矢板を、本年度実施工事の施工にあたり、使用する必要性が生じたため、賃貸借契約を行うものである。本件で使用する矢板は、河道掘削するにあたり旧川を横断的に約150m間隔で締め切り、矢板間の水を抜き、ドライ掘削するために使用しているものである。この地区の工事は平成19年度から3か年で掘削する計画であり、同様の施工方法で行う予定である。そこで工事完了ごとに運搬・返却し、次年度運搬・搬入すると、現場に存置し次工事で転用するなどの経済比較の結果、現場に存置し次工事で転用する方が経済的であると判断したため、平成19年度工事完了後も撤去せずに存置しているものである。選定業者の決定にあたっては、平成19年度施行の「釧路川環境整備事業の内 旧川掘削工事」で使用している、矢板の所有者である(株)エムオーテックを選定するものである。	5	
北海道通信・日刊建設版購入	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,780,000	3,780,000	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入のため。	10	
標津川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.30	標津町教育委員会 北海道標津町字北2条 西1丁目1番地3	会計法第29条の3第4項	16,800,000	16,800,000	100.0%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うことになっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。	1	
はまなか地区 土地所有状況等調査委託業務	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.5.28	浜中町 北海道厚岸郡浜中町 霧多布東4条1丁目35 番地1	会計法第29条の3第4項	2,820,000	2,820,000	100.0%	-	この委託業務は、地区内の土地所有状況等の権利関係調査とともに農家意向の聞き取り調査及び営農状況調査(浜中町農業協同組合員は除く)を行い、事業推進の基礎資料とするものである。本業務の実施に当たっては、受益地の地目や所有者の確認及び最新の農地使用状況等に関する資料が必要である。浜中町は、本業務の履行に必要な農業者台帳及び地籍資料を保有する唯一の団体であることから浜中町との取り決めにより本業務を委託することとしたものである。	4	

別海地域 土地所有状況等調査委託業務	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.7.23	別海町 北海道野付郡別海町 別海常盤町280番地	会計法第29条の3第4項	3,000,000	3,000,000	100.0%	-	国営環境保全型かんがい排水事業調査の事業計画策定にあたり、「別海北部地区」の受益データ更新を目的として、平成20年度現在の受益地の権利関係移動状況と地籍資料の収集整理を行い、事業計画策定の基礎資料とするものである。また、国営環境保全型かんがい排水事業実施地区「別海南部地区」、「別海西部地区」においては、平成20年度現在の地区受益地の権利関係移動状況と受益者の家族構成の変動状況を調査し、適正な事業管理を行うための資料とするものである。ならびに、畜産環境基本調査「別海地域」について、別海町内の畜産農家の経営状況、家畜排せつ物処理状況、畜産経営に係る苦情発生及び環境汚染状況等、畜産経営における地域環境への課題やその改善策等に係る基礎資料の収集整理を行い、調査取り纏めの基礎とする。本業務の実施にあたっては、各地区における受益地の土地利用や土地所有の移動状況を常に把握していることが必要であり、併せて受益地の地籍資料や受益者戸別の資料及び畜産農家の個別経営資料を有することが必要となる。別海町は、本業務の履行に必要な農地台帳及び地籍資料、農業者の個別資料を保有する唯一の団体であることから、別海町との取決めに本業務を委託することとしたものである。	4
平成21年度北海道横断自動車道黒松内釧路線新設事業	上西隆広 北海道開発局釧路開発建設部 北海道釧路市幸町10-3	H20.4.1	東日本高速道路(株) 札幌市厚別区大谷地 西5丁目12番30号	会計法第29条の3第4項	-	6,202,465,000	-	-	「北海道横断自動車道黒松内釧路線の新設事業の施行に関する細目協定」(平成16年8月2日)に基づき東日本高速道路㈱と随意契約するものである。	19
帯広開発建設部本部庁舎ガス料金	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	帯広ガス(株) 北海道帯広市西9条南 8丁目5番地	会計法第29条の3第4項	-	1,700,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、ガスの供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8
帯広開発建設部本部庁舎水道料金	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	帯広市公営正業管理者 北海道帯広市西5条南 4丁目5番地	会計法第29条の3第4項	-	3,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8
帯広開発建設部本部庁舎下水道料金	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	帯広市公営正業管理者 北海道帯広市西5条南 4丁目5番地	会計法第29条の3第4項	-	2,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、下水処理を行うものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8
帯広総合事務所電気料外(帯河)	宇佐美 彰 帯広開発建設部帯広河川事務所 中川郡幕別町札内西町73-6	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	45,200,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
帯広開発建設部池田河川事務所電気料	齋藤 嘉之 帯広開発建設部池田河川事務所 中川郡池田町字利別東町	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	20,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
帯広開発建設部帯広道路事務所水道料金	船山 健次 帯広開発建設部帯広道路事務所 中川郡幕別町札内西町73-6	H20.4.1	浦幌町 北海道十勝郡浦幌町 字桜町15番地6	会計法第29条の3第4項	-	1,200,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8
帯広開発建設部帯広道路事務所電気料	船山 健次 帯広開発建設部帯広道路事務所 中川郡幕別町札内西町73-6	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	95,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
広尾道路事務所電気料	工藤 貞紀 帯広開発建設部広尾道路事務所 広尾郡広尾町並木通東2-5	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	22,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
足寄道路事務所電気料	鈴木 達己 帯広開発建設部足寄道路事務所 足寄郡足寄町栄町1-43	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	32,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8
十勝南部農業開発事業所電気料	熊谷 匡弘 帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所 河西郡更別村字更別南1-92	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,800,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8

育素多排水機場操作委託	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	豊頃町 北海道中川郡豊頃町 茂岩本町125番地	会計法第29条の3第4項	1,687,529	1,687,529	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
茂岩地区救急排水施設操作委託	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	豊頃町 北海道中川郡豊頃町 茂岩本町125番地	会計法第29条の3第4項	9,312,516	9,312,516	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
大津地区救急排水施設操作委託	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	浦幌町 北海道十勝郡浦幌町 字桜町15番地6	会計法第29条の3第4項	3,563,723	3,563,723	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
十勝港湾事業所電気料	澤合 英治 帯広開発建設部十勝港 湾事業所 広尾郡広尾町木通東 3-58	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,700,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
札内川ダム流木処理施設管理委託業務	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.6.9	中札内村 北海道河西郡中札内 村大通南2丁目3番地	会計法第29条の3第4項	3,614,290	3,614,290	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
対策本部車外運転操作訓練	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.6.11	日通機工(株) 北海道札幌市東区北 三十条東1-1-40	会計法第29条の3第4項	3,358,282	3,286,550	97.9%	-	本件は、当部が保有する災害対策用機械の機能確認と、機械操作技術の向上及び災害発生時の出動体制強化のための操作訓練を行うものである。同社は当部との間で「災害対策用機械の出動等に関する協定」を締結しており、同協定の中で訓練参加が義務づけられ、また、その費用は国が負担すると規定しているため。	19	
電気料(機械通信課)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	5,813,141	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
水道料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	網走市 北海道網走市南6条東 4丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,675,036	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
旭川紋別自動車道白滝丸瀬布道路工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	(財)北海道埋蔵文化 財センター 北海道江別市西野幌 685番地1	会計法第29条の3第4項	186,303,600	186,303,600	100.0%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。	1	
一般国道39号北見市北見道路工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	北見市 北海道北見市北5条東 2丁目	会計法第29条の3第4項	76,074,000	76,074,000	100.0%	-	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋蔵文化財記録及び保存のために発掘調査を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文化財の発掘調査については北海道教育委員会に対して事前協議を行うこととなっており、北海道教育委員会において発掘調査者の決定を行っているものである。	1	
電気料	浅利 晴雄 網走開発建設部 北見河川事務所 北見市田端町71番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	14,598,116	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料金	鈴木 亘 網走開発建設部 北見道路事務所 北見市西三輪5丁目9番 1号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	69,617,989	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
一般国道391号 小清水歩道ヒーティング源泉管理	前田 俊一 網走開発建設部 網走 道路事務所 網走市大曲1丁目6番3 号	H20.4.1	小清水町 北海道斜里郡小清水 町字小清水217番地	会計法第29条の3第4項	1,237,000	1,237,000	100.0%	-	小清水歩道ヒーティングに利用する温泉湯の供給を受けるため、源泉管理を実施している小清水町との協定に基づき、契約の相手方を特定しているため。	4	
電気料	前田 俊一 網走開発建設部 網走 道路事務所 網走市大曲1丁目6番3 号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	49,297,170	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	

水道料	前田 俊一 網走開発建設部 網走 道路事務所 網走市大曲1丁目6番3 号	H20.4.1	斜里町 北海道斜里郡斜里町 本町12番地	会計法第29条の3第4項	-	1,165,910	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水 の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的 が競争を許さないため。	8	
電気料	太田 広 網走開発建設部 遠軽道路事務所 紋別郡遠軽町大通北7 丁目	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	55,914,845	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
水道料	太田 広 網走開発建設部 遠軽道路事務所 紋別郡遠軽町大通北7 丁目	H20.4.1	遠軽町 北海道紋別郡遠軽町1 条通北3丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,339,964	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水 の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的 が競争を許さないため。	8	
興部道路事務所 電気料	吉川 眞行 網走開発建設部 興部道路事務所 紋別郡興部町字興部12 0-2	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	10,277,076	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
網走港湾事務所 電気料	市来 隆 網走開発建設部 網走港湾事務所 網走市港町3番	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	2,400,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
紋別港湾事務所 電気料	金田 充 網走開発建設部 紋別港湾事務所 紋別市弁天町1丁目2番 10号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	2,400,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
北見農業事務所 電気料	吉岡 元 網走開発建設部 北見農業事務所 北見市三輪446番地の 2	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,909,499	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料	太田口 博夫 網走開発建設部 網走西部河川事業所 紋別郡上湧別町字中湧 別895-4	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	4,124,408	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料	酒田 清幸 網走開発建設部 鹿ノ子ダム管理所 常呂郡置戸町字常元	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	4,080,990	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
電気料	杉本 吉一 網走開発建設部 雄武農業開発事業所 紋別郡雄武町末広町一 区	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,150,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
災害対策用機械訓練(その1) 業務	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1 号	H20.4.18	北海道川重建機(株) 北海道北広島市大曲 中央1-2-2	会計法第29条の3第4項	1,192,100	1,025,301	86.0%	-	本件は、当社が保有する災害対策用機械の機能確 認と、機械操作技術の向上及び災害発生時の出動 体制強化のための操作訓練を行うものである。同 社は当社との間で「災害対策用機械の出動等に関 する協定」を締結しており、同協定の中で訓練参加 が義務づけられ、また、その費用は国が負担すると 規定しているため。	19	
定期刊行物北海道通信日刊建 設版	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区 北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	3,024,000	3,024,000	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっている ことから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入 のため。	10	
留萌開発建設部 上水道料	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	留萌市水道事業 北海道留萌市幸町1丁 目14番地	会計法第29条の3第4項	-	1,400,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水 の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的 が競争を許さないため。	8	
留萌開発建設部 下水道料	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	留萌市水道事業 北海道留萌市幸町1丁 目14番地	会計法第29条の3第4項	-	1,300,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、下 水処理を行うものであり、契約の性質又は目的が 競争を許さないため。	8	
羽幌道路事務所 電気料	西永 直正 留萌開発建設部羽幌道 路事務所 苫前郡羽幌町栄町57番 地の2	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	30,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電 気の供給を受けるものであり、当該地域において、 電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	

幌延河川事業所 電気料	関田 透 留萌開発建設部幌延河川事業所 天塩郡幌延町字幌延153-2	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	4,700,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
留萌ダム建設事業所 電気料	矢部 浩規 留萌開発建設部留萌ダム建設事業所 留萌市沖見町3丁目91	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	2,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
留萌港湾事務所 電気料	岸 哲也 留萌開発建設部留萌港湾事務所 留萌市大町1丁目1-1	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	4,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
留萌開発事務所電気料	立石 誠 留萌開発建設部留萌開発事務所 留萌市堀川町2丁目78	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	50,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
天塩地域農業開発事業所 電気料	安田 勉 留萌開発建設部天塩地域農業開発事業所 天塩郡天塩町東2条通9丁目	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	1,600,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
東雲排水機場操作委託	立石 誠 留萌開発建設部留萌開発事務所 留萌市堀川町2丁目78	H20.4.1	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	会計法第29条の3第4項	2,000,000	2,000,000	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
高砂排水機場操作委託	立石 誠 留萌開発建設部留萌開発事務所 留萌市堀川町2丁目78	H20.4.1	留萌市 北海道留萌市幸町1丁目11番地	会計法第29条の3第4項	3,300,000	3,300,000	100.0%	-	河川法第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項の委託先が関係地方公共団体に限られているため。	1	
富士見地区 農家経済等調査	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.6.9	天塩町農業協同組合 北海道 天塩郡天塩町字川口2343番地	会計法第29条の3第4項	1,533,000	1,533,000	100.0%	-	本業務は、国営総合農地防災事業「富士見地区」の事業効果検証の基礎資料として、当該農協構成農家に係る牧草収量、労働時間、所有機械、営農経費、乳量、乳質、飼養頭数等の把握のための農家経済調査を行うものである。この業務に当たっては、天塩町農業協同組合のみ保有している特定の個人情報等を中心に調査等を行うものであることから、随意契約によらざるを得なかったため。	12	
富士見地区 事業推進調査	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.7.9	天塩町 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目	会計法第29条の3第4項	2,405,500	2,405,500	100.0%	-	本業務は、国営総合農地防災事業「富士見地区」の事業の円滑な推進を図るため、事業に対する説明会や地権者渉外等を行うとともに事業効果検証の基礎資料に資するため、牧草収量、農地所有状況の把握のため、事業推進等調査を行うものである。この業務にあたっては、個人情報も含めて調査するものであり、公的機関からの調査依頼でなければ有効な回答を得ることができないため、天塩町との取り決めにより随意契約によらざるを得なかったため。	4	
留萌ダム建設記録映像資料作成	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.15	(株)エイチ・ビー・シー・フレックス 北海道札幌市中央区南七条西1-13-73	会計法第29条の3第4項	5,985,000	5,880,000	98.2%	-	他の者をして過去の映像を編集する場合、著作権を有する製作者の同意が必要となるが、当該業者は著作者人格権行使の意思表示をしておき、他の者では著作者人格権が障害となり本件を実施することができないため、当該業者が唯一の契約の相手方となるため。	12	
稚内開発事務所庁舎及び管内施設電気料	小栗 学 稚内開発建設部稚内開発事務所 稚内市潮見5丁目3番37号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	43,000,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
稚内開発建設部浜頓別道路事務所電気料	神林 孝次 稚内開発建設部浜頓別道路事務所 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘6丁目1番地	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計法第29条の3第4項	-	26,072,891	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、電気の供給を受けるものであり、当該地域において、電力供給が可能な唯一の者であるため。	8	
稚内地方合同庁舎水道料	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	稚内市 北海道稚内市中央3丁目13番15号	会計法第29条の3第4項	-	1,820,000	-	-	会計法29条の12(長期継続契約)の規程により、水の供給を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	8	
定期刊行物(北海道通信日刊建設版)	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,268,000	2,268,000	100.0%	-	再販売価格維持制度により購読料が決まっていることから、本庁舎の所在地域の販売店からの購入のため。	10	

時事ゼネラルニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 又野 己知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	8,442,000	8,442,000	100.0%	従来より国土交通省広報課では、広報・報道業務において、様々な媒体からの情報入手の一環として、入手した情報をより迅速かつ的確に、そしてより容易に省内に伝達する目的から、時事ゼネラルニュース提供のための受信機を設置し、国内外のニュースの提供を受けている。配信している通信社から直接入手する以外に手段がないため、提供手段を有している唯一の者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	12	
共同ニュース情報提供業務	支出負担行為担当官 又野 己知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	社団法人共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	会計法第29条の3第4項	11,529,000	11,529,000	100.0%	従来より国土交通省広報課では、広報・報道業務において、様々な媒体からの情報入手の一環として、入手した情報をより迅速かつ的確に、そしてより容易に省内に伝達する目的から、共同通信ニュース提供のための受信機を設置し、国内外のニュースの提供を受けている。 本業務を実施するにあたり、情報を配信している通信社より直接入手する以外に手段がなく、当該法人は情報を配信している唯一の者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	12	
「iJAMP」情報提供	支出負担行為担当官 又野 己知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項	21,042,000	21,042,000	100.0%	国土交通省では、時々刻々発生する事項を国土交通行政に反映するため、中央官庁・地方自治体の動向やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、中央官庁等の人事等の情報の提供を受ける必要がある。 (株)時事通信社の「iJAMP」は上記情報のほか、過去9～10年まで遡れるデータベース、中央省庁等の人事データベースなど、他のメディアには無い情報を有している。 これらの情報を、インターネットを利用し、職員のクライアントパソコンで見られるよう、情報サービスを行っているのは、(株)時事通信社のみであるため、同社を選定するものである。	12	
危機管理体制の強化のための情報配信サービス整備	支出負担行為担当官 又野 己知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	財団法人ラヂオプレス 東京都新宿区若松町3-3-8	会計法第29条の3第4項	6,638,436	6,638,436	100.0%	財団法人ラヂオプレスは、外務省情報部ラジオ室(海外放送受信担当)を前身とし、外国事情を紹介し、各国に関する十分な理解の達成に寄与し、もって民主主義及び国際親善、平和の精神を助成強化することを目的として設立された公益法人であり、中国、ロシア、北朝鮮、インドシナ等の放送、衛星テレビ、通信社電を24時間体制でモニターし、わが国にとって重要な情報をチェックの上、翻訳し、直ちにニュース速報として配信している。また、各ニュースについての問い合わせにも対応するモニタリングサービス情報を有しており、当省の行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な唯一の者である。	12	
官報公告掲載契約	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	6,359,220	6,359,220	100.0%	官報掲載は実施可能な者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	6	
平成20年度飛行検査官庁舎冷温水受給	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,860,697	2,860,697	100.0%	当該施設・光熱費等を供給する者が一に限られ、他の者では本件を実施することが不可のため。	8	
AV-DATA賃貸借	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	インフォメーション・ハンドリング サービス・ジャパン(株) 東京都渋谷区恵比寿1-21-8	会計法第29条の3第4項	1,330,350	1,330,350	100.0%	航空機検査業務を実施するために必要不可欠な特定の情報を唯一提供可能な業者から受けるもの	12	
朝日新聞20式他7点の購入	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	丸の内新聞事業協同 組合 東京都千代田区 内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	4,963,740	4,963,740	100.0%	本件は再販売価格が維持されており、地域専売制により当該地域の供給者が一に限定されているため	10	
自動車登録管理室内清掃	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	テルウェル東日本(株)	会計法第29条の3第4項	1,342,092	1,341,900	100.0%	自動車登録管理室はMOTASの所管部署であるが、MOTASの開発者である(株)エヌ・ティ・ティ・データのビル内にMOTASが保管されているため、システムに不具合が生じたときに即座に対応するため、(株)エヌ・ティ・ティ・データのビル内に滞在せざるを得ない。 このビル内における清掃はテルウェル東日本(株)に一任しており、セキュリティの観点から他業者はビル内に入庁できないこととなっているため、テルウェル東日本(株)との随意契約によらざるを得ない。	5	

自動車検査登録印紙	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H20.4.1	(独)国立印刷局	会計法第29条の3第4項	49,272,529	49,272,529	100.0%		(独)国立印刷局は、印紙その他公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことが規定されている唯一の機関であるため。	1	
企業情報データ提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所 副所長山根隆行 横須賀市長瀬3-1-1	H20.4.1	(財)建設業技術者センター	会計法第29条の3第4項	2,835,000	2,835,000	100.0%	6	建設業法施行規則第17条の34において、監理技術者資格者証の交付を行う国土交通大臣より指定資格者証交付機関と定められているから	1	
庁舎清掃 1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 岡田 光彦 仙台市青葉区花京院1- 1-20	H20.4.1	(株)三菱地所プロパ ティマネジメント 東京都千代田区丸の 内3-3-1	会計法第29条の3第4項	-	4,662,000	-		当局が庁舎として借り上げている花京院スクエアの賃貸借室内の清掃については、管理の万全を期するため賃貸人三菱地所(株)の代理人である(株)三菱地所プロパティマネジメントに委託することを庁舎の賃貸借契約書で取り交わしている。従って、庁舎清掃については、会計法第29条の3第4項に基づき、当ビルの管理業務を行っている(株)三菱地所プロパティマネジメントと随意契約するものである。	19	
東北地方整備局庁舎借上 1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 岡田 光彦 仙台市青葉区花京院1- 1-20	H20.4.1	三菱地所(株) 東北支店 仙台市青葉区国分町3 -6-1	会計法第29条の3第4項	-	105,700,996	-		当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の貸ビルにより対処しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、平成20年度も継続して会計法第29条の3第4項に基づき、三菱地所(株)東北支店と随意契約を行うものである。	19	
東北地方整備局仙台港湾空港 技術調査事務所庁舎借上 1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 岡田 光彦 仙台市青葉区花京院1- 1-20	H20.4.1	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7- 14-4	会計法第29条の3第4項	-	39,747,960	-		当該物件は平成13年1月6日に東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所が発足して以来、庁舎として借り上げてきたものであるが、現在においても仙台市内には適した国有施設がないことから、民間所有の貸ビルにより対処しなければならない。また、本物件とは別に新たな物件を借上げる場合は、新たに莫大な移転費用を要するため、経済性から得策ではない。加えて莫大な時間と労力を要することから行政事務遂行にも著しく支障を来すことが懸念される。以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、大和情報サービス(株)と随意契約を行うものである。	19	
土地使用料 1式	分任支出負担行為担当 官 青森港湾事務所長 中島 洋 青森市本町3-6-34	H20.4.1	東青地域県民局 青森市幸畑唐崎76- 4	会計法第29条の3第4項	8,569,845	8,569,845	100.0%		本件は、事務所敷地及びケーソンヤード敷地の使用料を支払うものである。事務所及びケーソンヤードは、既に当該敷地に設置済みであり、当該敷地の所有者である青森県と随意契約するものである。	19	
土地使用料(1,800m2)	分任支出負担行為担当 官 八戸港湾・空港整備事 務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	H20.4.1	青森県知事 青森市長島1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,238,432	1,238,432	100.0%		青森県知事との間で締結している土地借上料(1,800m)については、八戸港湾・空港整備事務所沿岸防災対策室の庁舎敷地に使用する土地を借上げるものである。以前よりこの土地を使用し現場監督業務等を行っているものであり、また、場所が限定されることにより、供給者が一に特定されることとしている賃貸借契約等であって当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	19	
土地使用料(5,789.534m2)	分任支出負担行為担当 官 八戸港湾・空港整備事 務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	H20.4.1	三八地域県民局長 八戸市河原木北沼1- 131	会計法第29条の3第4項	2,078,967	2,078,967	100.0%		本件は、八戸港整備において使用する被覆・根固・消波ブロックの製作及び仮置きを行うための用地を借り上げるものである。青森県が所有する当該土地は、八戸港整備を行ううえで、経済性・効率性においてもっとも優れた土地であり、また、場所が限定されることにより、供給者が一に特定されることとしている賃貸借契約等であって当該場所であれば工事を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	19	

土地使用料(32,120.832m2)	分任支出負担行為担当 官 八戸港湾・空港整備事 務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	H20.4.1	三八地域県民局長 八戸市河原木北沼1- 131	会計法第29条の3第4項	6,373,937	6,373,937	100.0%	本件は、八戸港整備において使用する被覆・根固・消波ブロックの製作及び仮置きを行うための用地を借り上げるものである。青森県が所有する当該土地は、八戸港整備を行ううえで、経済性、効率性においてもっとも優れた土地であり、また、場所が限定されることにより、供給者が一に特定されることとして、実質借契約等であって当該場所であれば工事を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	19
久慈港港湾施設占用料 1式	分任支出負担行為担当 官 釜石港湾事務所長 斉藤 二郎	H20.4.1	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1- 1	会計法第29条の3第4項	11,551,200	11,551,200	100.0%	本件は、久慈港湾口防波堤ケーソン製作用地を借り上げるものである。当該用地はケーソン製作を行うためのものでありFDと隣接した用地でなければならない。また、当該用地は岩手県が所有するものであり、代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	19
釜石港湾事務所久慈港管理棟 用地借上 1式	分任支出負担行為担当 官 釜石港湾事務所長 斉藤 二郎	H20.4.1	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1- 1	会計法第29条の3第4項	2,161,200	2,161,200	100.0%	本件は、釜石港湾事務所久慈港管理棟用地を借り上げるものである。当該土地は、当事務所久慈港出張所を設置するためのものであり、久慈港及び工事現場等に近接した場所で行う必要がある。また、工事等で使用する機器類を仮置することもあり、仮置するための面積の確保及び運搬作業等の効率から当該用地を使用することが最良であると判断される。当該用地は、岩手県が所有するものであり代替性がない。よって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	19
第二建設管理官室敷地及び資材 置場借上 1式	塩釜港湾・空港整備事 務所長 戀塚 貴 宮城県多賀城市明月1- 4-6	H20.4.1	(有)五本松 宮城県石巻市門脇宇 四番谷地11番地の1	会計法第29条の3第4項	2,393,664	2,393,664	100.0%	本件は、第二建設管理官室敷地及び資材置場の借上を行うものである。第二建設管理官室敷地及び資材置場は平成3年8月1日より引き続き借上してきたものであり土地所有者は(有)五本松であり、本件を履行できる唯一の者である。競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に基づき(有)五本松と随意契約をするものである。	19
港湾施設用地使用料 1式	塩釜港湾・空港整備事 務所長 戀塚 貴 宮城県多賀城市明月1- 4-6	H20.4.1	宮城県仙台塩釜港湾 事務所 宮城県仙台市宮城野 区港3-8-20	会計法第29条の3第4項	1,973,360	1,973,360	100.0%	本件は、第一建設管理官室事務所及び上下水道管設置の借上を行うものである。第一建設管理官室事務所及び上下水道管設置の土地は港湾施設用地であり所有者は港湾管理者の宮城県仙台港湾事務所であり、本件を履行できる唯一の者である。競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に基づき宮城県仙台港湾事務所と随意契約するものである。	19
港湾施設用地使用料 1式	分任支出負担行為担当 官 秋田港湾事務所長 小澤敬二 秋田市土崎港西1-1- 49	H20.4.1	秋田県知事 秋田県秋田市山王4- 4-1	会計法第29条の3第4項	9,686,940	9,686,940	100.0%	秋田県知事との間で締結している港湾施設用地使用料については、秋田県所有の港湾施設用地を、本事務所の庁舎の敷地、寮の敷地及び作業用地等として使用するものである。庁舎敷地は昭和40年、寮敷地は昭和42年、作業用地は昭和43年より当該用地を使用していること、また、場所が限定されることにより、供給者が一に特定されることとして、実質借契約等であって当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	19
港湾施設用地使用料(その2) 1式	分任支出負担行為担当 官 秋田港湾事務所長 小澤敬二 秋田市土崎港西1-1- 49	H20.4.1	秋田県知事 秋田県秋田市山王4- 4-1	会計法第29条の3第4項	2,740,760	2,740,760	100.0%	秋田県知事との間で締結している港湾施設使用料については、秋田県所有の港湾施設用地を、能代事務所の庁舎敷地、波浪観測装置用ケーブルの埋設用地、ブロック仮置き場用地、鋼矢板仮置き場用地として使用するものである。庁舎用地は昭和57年、波浪観測装置用ケーブルの埋設用地は平成15年、ブロック仮置き場用地は平成15年より当該用地を使用しており、平成18年度も引き続き使用することから、秋田県知事と随意契約するものである。また、鋼矢板の仮置き場用地については、当事務所発注の能代港潜堤築造工事の関係上、当該用地しかないものであり、また、場所が限定されることにより、供給者が一に特定されることとして、実質借契約等であって当該場所であれば行政事務を行うことが不可能であり、競争を許さないため。	19

土地借上 1式	分任支出負担行為担当 官 酒田港湾事務所長 瀬賀康浩 酒田市光ヶ丘5-20-17	H20.4.1	山形県知事 山形市松波二丁目8番 1号	会計法第29条の3第4項	2,220,096	2,220,096	100.0%		当該土地は酒田港整備のため工事作業用地として継続して借りており、場所が限定され供給者が山形県に特定されることから、平成20年度も継続して会計法第29条の3第4項に基づき、山形県知事と随意契約を行うものである。	19	
小名浜港港湾施設利用料 1式	分任支出負担行為担当 官 小名浜港湾事務所長 加藤雅啓 いわき市小名浜字栄町 65	H20.4.1	福島県知事 福島県福島市杉妻町2 -16	会計法第29条の3第4項	12,158,220	12,158,220	100.0%		本件は、小名浜港整備において使用するケーソンヤード、ブロックヤード、ケーソン継足場等の用地を借り上げるものである。当該用地は、平成20年度小名浜港工事において使用するケーソン製作等を行うための用地であり、進水・打継施設に隣接している当該用地は作業効率及び経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	19	
相馬港港湾施設利用料 1式	分任支出負担行為担当 官 小名浜港湾事務所長 加藤雅啓 いわき市小名浜字栄町 65	H20.4.1	福島県知事 福島県福島市杉妻町2 -16	会計法第29条の3第4項	2,420,540	2,420,540	100.0%		本件は、相馬港整備において使用する事務所敷地、ケーソンヤード等の用地を借り上げるものである。当該用地は、平成20年度相馬港工事における監督・事務等を行い、又、工事において使用するケーソン製作を行うため等の用地であり、工事現場や進水施設に隣接している当該用地は作業効率及び経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、相馬港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	19	
庁舎清掃業務 1式	仙台港湾空港技術調査 事務所長 大里 睦男 仙台市宮城野区榴岡5 -1-35	H20.4.1	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7- 14-4	会計法第29条の3第4項	-	2,520,000	-		当該契約は、仙台港湾空港技術調査事務所が大和情報サービス株式会社から庁舎として賃貸借契約を締結しているロイメント仙台の清掃を行うものである。大和情報サービス株式会社は、ロイメント仙台の所有者であるロイメント仙台事業組合から委任を受け、ビルの保守管理を含む総合的な運営業務を行っており、共用部分や他のテナントを含めビル全体の清掃業務を行なっている。本業務は、職員の勤務時間前に執務室の清掃を行なうものであり、保安面についても信頼できること、またビル全体の清掃業務の経験を有していることから、大和情報サービス株式会社が本業務を最も経済的かつ円滑に実行できる唯一の業者である。よって、会計法第29条の3第4項により同社と随意契約を行ったものである。	19	
横浜港南本牧地区灯浮標等保 守管理 1式	関東地方整備局副局長 佐藤浩孝 関東地方整備局 横浜 市中区北仲通5-57	H20.4.1	信幸建設(株) 東京都 千代田区四番町5	会計法第29条の3第4項	165,280,500	164,850,000	99.7%		本管理は、国及び横浜市が行う南本牧心頭建設工事の安全を確保するため、関連施設の保守管理及び工事作業に関する情報等を総合的に管理する体制を横浜市と共同事業として整え業務遂行するものである。信幸建設(株)は、既に本管理を当局と共同で実施する横浜市と契約しているため、同社と契約することによって円滑な対応が図られる。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、信幸建設(株)と随意契約するものである。	4	
行財政情報サービス提供業務 1式	関東地方整備局副局長 佐藤浩孝 関東地方整備局 横浜 市中区北仲通5-57	H20.4.1	(株)時事通信社 東京 都中央区銀座5-15 -8	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%		本業務は、インターネットを通じ行財政情報サービスを閲覧することにより、中央省庁や地方自治体の動向についての詳細な情報及び国内外の政治・経済・社会の最新ニュース及びデータの提供を受け、日常業務に活用するものである。本業務における行政ニュースや各分野の最新データ等の情報は(株)時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは(株)時事通信社以外にはないため随意契約するものである。	12	

東京国際空港整備事務所分庁舎借上1式	関東地方整備局副局長 佐藤浩孝 関東地方整備局 横浜 市中区北仲通5-57	H20.4.1	空港施設(株) 東京都 大田区羽田空港1-6 -5	会計法第29条の3第4項	94,810,464	94,810,464	100.0%	本件は、東京空港整備事務所分庁舎の借上を行うものである。借上物件は羽田空港内に位置している、事務所との連絡に利便性がある場所であること、借上面積として適切な床面積を有していることが必須である。上記の条件をもとに分庁舎として適切な物件を調査したところ、空港施設(株)所有の当該物件以外に適切な物件は存在せず、平成15年度から借上してきたものであることから他社との競争を許さないため。	5	
百里飛行場庁舎借上1式	鹿島港湾・空港整備事務所長 中島由貴 鹿島 港湾・空港整備事務所 鹿嶋市大字粟生2254	H20.4.1	大和リース(株) 大阪 市中央区農人橋2-1 -36	会計法第29条の3第4項	4,725,000	4,725,000	100.0%	本件は、百里飛行場庁舎を借上るものである。当該物件は、既に大和リース(株)との契約により設置されており、今般継続借上することで、有利な価格で契約できる。 よって、会計法第29条の3第4項により同社と随意契約するものである。	5	
東京港直轄施工管理用カメラ設置に係る屋上駐車場借上1式	東京港湾事務所長 宮 崎祥一 東京港湾事務所 東京都江東区新木 場1-6-25	H20.4.1	オリックス(株) 東京都港区浜松町2- 4-1	会計法第29条の3第4項	3,630,900	2,520,000	69.4%	本件は、平成18年度案件の「東京港直轄施工管理用カメラ設置」において設置した施工管理用カメラの用地として建物の一部を引き続き借りあげるものである。施工管理用カメラの運用においては、東京港臨海道路Ⅱ期事業の現場を確認し、かつ、災害時における緊急物資輸送に対応した辰巳の耐震強化岸壁について把握することから、設置場所としては、一定の高さを有した建物屋上等の場所を使用する必要がある。それらの要件を満たす建物等について調査をした結果、当該場所を除き施工管理用カメラの設置場所として使用可能な場所が他に所在しないことが判明したことから、当該借上場所を施工管理用カメラの設置場所として引き続き使用するものである。よって、会計法第29条の3第4項に基づき、オリックス株式会社と随意契約するものである。	5	
横浜技調気象観測装置借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横 浜市神奈川区橋本町2 -1-4	H20.4.1	(株)カイジヨーソニック 東京都羽村市栄町3- 1-5	会計法第29条の3第4項	3,150,000	3,150,000	100.0%	当所において実施する観測実験実施用の装置を借上契約するものである。借上機種は平成16年度の一般競争により、(株)カイジヨーソニック東京支店との複数年リース契約によって当所に設置され、以降継続して契約しており、今年度も引き続き借上契約を行うものである。よって、会計法29条の3第4項に基づき、(株)カイジヨーソニック東京支店と随意契約するものである。	5	
横浜技調観測用局舎等借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横 浜市神奈川区橋本町2 -1-4	H20.4.1	沿岸海洋調査(株) 東 京都新宿区下落合3- 21-1	会計法第29条の3第4項	1,486,800	1,486,800	100.0%	海洋短波レーダーの運用にあたり必要な局舎等を借上契約するものである。借上物件は平成16年度の一般競争により、沿岸海洋調査(株)との複数年リース契約によって設置され、以降継続して契約しており、今年度も引き続き借上契約を行うものである。よって、会計法29条の3第4項に基づき、沿岸海洋調査(株)と随意契約するものである。	5	
横浜技調観測用局舎等借上(その2)1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横 浜市神奈川区橋本町2 -1-4	H20.4.1	沿岸海洋調査(株) 東 京都新宿区下落合3- 21-1	会計法第29条の3第4項	819,000	819,000	100.0%	海洋短波レーダーの運用にあたり必要な局舎等を借上契約するものである。借上物件は平成17年度の一般競争により、沿岸海洋調査(株)との複数年リース契約によって設置され、以降継続して契約しており、今年度も引き続き借上契約を行うものである。	5	
横浜市所有ふ頭用地借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横 浜市神奈川区橋本町2 -1-4	H20.4.1	横浜市長 横浜市中区 港町1-1	会計法第29条の3第4項	2,147,040	2,147,040	100.0%	東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要ことから、千葉県内に2カ所、神奈川県内に1カ所の計3カ所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、横浜市所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により横浜市と随意契約するものである。	5	

千葉県所有港湾施設用地借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	H20.4.1	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	1,636,180	1,636,180	100.0%	東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2カ所、神奈川県内に1カ所の計3カ所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、千葉県所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により千葉県と随意契約するものである。	5
千葉県所有普通財産(土地)借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	H20.4.1	千葉県知事 千葉市中央区市場町1-1	会計法第29条の3第4項	994,461	994,461	100.0%	本件は、東京湾の海面の流れや波を観測する海洋短波レーダー局設置のための土地の借上契約である。当該借上物件は、観測設備設置に必要な適切な形状と面積を有していること、海岸に向かって前面に建造物等の障害物が無く、解放されていることが必須である。また、レーダーの観測範囲が東京湾内を網羅することが必要なことから、千葉県内に2カ所、神奈川県内に1カ所の計3カ所設置することが必要になり、上記の条件をもとに借上物件として適切な物件を調査したところ、千葉県所有の当該物件以外に適切な物件が存在しないことから他との競争を許さないため、会計法第29条の3第4項により千葉県と随意契約するものである。	5
家屋賃貸借	分任支出負担行為担当 官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3-778	H20.4.1	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	972,000	972,000	100.0%	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5
家屋賃貸借	分任支出負担行為担当 官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3-778	H20.4.1	(有)ハイウェイガード 糸魚川市大字徳合357-5	会計法第29条の3第4項	1,716,000	1,716,000	100.0%	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3-778	H20.4.1	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟県北蒲原郡聖籠町東港4-1214	会計法第29条の3第4項	1,127,520	1,127,520	100.0%	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3-778	H20.4.1	上越市土地開発公社 上越市木田1-1-3	会計法第29条の3第4項	2,663,625	2,663,625	100.0%	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5
建物賃貸借(新湊宿舎借上)1式	分任支出負担行為担当 官 伏木富山港湾事務所長 大釜達夫 富山市牛島新町11-3	H20.4.1	個人情報保護法に基づき非公開	会計法第29条の3第4項	1,392,000	1,392,000	100.0%	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5
南藤橋宿舎借上1式	分任支出負担行為担当 官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	H20.4.1	(株)マグラ 七尾市小丸山台2-51	会計法第29条の3第4項	1,380,000	1,380,000	100.0%	立地、経済的な条件により宿舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	H20.4.1	石川県土地開発公社	会計法第29条の3第4項	5,749,500	5,749,500	100.0%	庁舎及び作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	H20.4.1	共和鉄工(株)	会計法第29条の3第4項	1,306,741	1,142,529	87.4%	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5
土地借上1式	分任支出負担行為担当 官 敦賀港湾事務所長 本田保幸 敦賀市松栄町2-43	H20.4.1	福井県知事 福井市大手3-17-1	会計法第29条の3第4項	2,536,310	2,536,310	100.0%	庁舎の土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5
土地賃貸借1式	分任支出負担行為担当 官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3-778	H20.4.1	新潟県知事 新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	1,050,007	1,050,007	100.0%	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5

土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 新潟港湾・空港整備 事務所長 吉田秀樹 新 潟市中央区入船町4-3 778	H20.4.1	新潟県上越地域振興 局 上越市港町1-11-2	会計法第29条の3第4項	2,875,320	2,875,320	100.0%	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能 であることから場所が限定され、供給者が一に特定 されるため	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 新潟港湾・空港整備 事務所長 吉田秀樹 新 潟市中央区入船町4-3 778	H20.9.25	新潟県知事 新潟市中央区新光町4 -1	会計法第29条の3第4項	1,723,808	1,723,808	100.0%	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不可能 であることから場所が限定され、供給者が一に特定 されるため	5	
津松阪港津地区(豊崎)工事に 土地賃貸借 1式	中部地方整備局 四日市港湾事務所長 佐藤清 四日市市新正三丁目7 番27号	H20.4.1	個人	会計法第29条の3第4項	2,200,220	2,200,220	100.0%	本件は津松阪港海岸整備事業資材置場用地として 土地を借入れるものである。現場周辺に当該土地 以外に適地がないため	5	
港湾事務所清掃等 1式	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事 務所長 大山 洋志 豊中市蛍池西町3-37	H20.4.1	関西明装株式会社 大阪府吹田市江坂町1 丁目23番101号	会計法第29条の3第4項	3,591,000	3,566,776	99.3%	賃貸借契約により入居している建物の維持管理業 者が建物の所有者により決められており、競争の 余地がないため	5	
堺泉北港堺2区現場監督員詰 所賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事 務所長 大山 洋志 豊中市蛍池西町3-37	H20.4.1	大和リース株式会社 大阪本店 大阪市中央区本町5番 20号	会計法第29条の3第4項	2,646,000	2,646,000	100.0%	本賃貸借は堺泉北港堺2区臨港道路の施工にあ たり、現場監督員詰所をリース物件として建てたも のであり、現に業務を行っていることから引き続き使 用する必要があるため。	5	
建物賃貸借 1式	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 森川 雅行 神戸市中央区海岸通29 番地	H20.4.1	弁天町駅前開発土地 信託代表受託者 (株)りそな銀行不動産 営業部 大阪市中央区備後町2 丁目2番1号	会計法第29条の3第4項	26,066,778	26,066,772	100.0%	現在業務を行っている庁舎の賃貸借契約であり、 代替性のない状況となっているため。	5	
駐車場賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事 務所長 大山 洋志 豊中市蛍池西町3-37	H20.4.1	三井不動産販売株式 会社関西支店 大阪市中央区備後町4 丁目1番3号	会計法第29条の3第4項	957,600	957,600	100.0%	事務所の公用車駐車場の賃貸借契約であり、本 事務所に近く、目的を最も効果的に行える場所として 選定し、現に使用していることから、代替性のない 状況となっているため。	5	
福山港出張所賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事 務所長 中崎 剛 広島市 南区宇島海岸10-28	H20.4.1	住友生命保険相互会 社 大阪市中央区城見1丁 目4番35号	会計法第29条の3第4項	7,308,000	7,308,000	100.0%	本賃貸借は、福山港出張所の事務室として使用 するために平成17年度より住友生命保険相互会 社と賃貸借契約しているものであるが、現在福山港 では、航路(-16m)の整備を行っており、今年度 も使用する必要があることから、会計法第29条の3 第4項により同者と随意契約するものである。	14	
「官庁速報」情報提供業務 1式	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 芦田義則 広島市中区 東白島町14-15	H20.4.1	株式会社時事通信社 中国支社 広島市中区基町5番4 4号	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	本業務は日々の業務遂行や意志決定のために必 要となる情報を、正確に効率的かつ迅速に収集す るため、株式会社時事通信社の発行する日刊紙 「官庁速報」及び各種情報をインターネットを介して 閲覧することを目的とする。当該情報は株式会社時 事通信社のみが取り扱い、当該法人が本業務を的 確、効率的に実施しうる唯一の機関である。 よって、会計法第29条の3第4項(「契約の性質 又は目的が競争を許さない場合」)の規定に基づき 同社と随意契約を行うものである。	12	
ETCコーポレートカード通行料 金 1式	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 芦田義則 広島市中区 東白島町14-15	H20.4.1	西日本高速道路(株) 中国支社	会計法第29条の3第4項	3,072,651	3,072,651	100.0%	本通行料は、西日本高速道路(株)が管理する高 速道路を利用した際の通行料の支払である。 以上のことより、会計法第29条の3第4項(「契約 の性質又は目的が競争を許さない場合」)に該当す るため。	1	
庁舎賃貸借 1式	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 芦田義則 広島市中区 東白島町14-15	H20.4.1	NTT都市開発株式会 社中国支店 広島市中区基町6番7 7号	会計法第29条の3第4項	83,365,020	83,365,020	100.0%	本賃貸借は、中国地方整備局本局の事務室及び 会議室等として使用するのために、平成13年1月6日 よりエヌ・ティ・ティ都市開発(株)中国支店と賃貸借 契約しているものであるが、平成20年度も引き続き 契約を行う必要があるため「会計法第29条の3第4 項」により随意契約を行うものである。	14	

庁舎賃貸借(その2) 1式	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 芦田義則 広島市中区 東白島町14-15	H20.4.1	中央三井信託銀行株 式会社 東京都港区芝三丁目3 3番1号	会計法第29条の3第4項	27,030,396	27,030,396	100.0%		本賃貸借は、広島港湾空港技術調査事務所の事務室及び会議室として、平成13年1月6日より使用しているものであるが、平成20年度も引き続き事務室等として使用する必要があるため、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	14	
一般乗用旅客自動車供給契約 (その1) 1式	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 芦田義則 広島市中区 東白島町14-15	H20.4.1	タクシー協同チケット株 式会社 広島市中区三川町2番 10号	会計法第29条の3第4項	1,900,000	1,900,000	100.0%		上記契約は、日常業務遂行上において、当局の官用車では対応できない移動について、タクシー乗車券を使用することで、業務遂行の円滑化を図るものである。 上記事由により、タクシー乗車券を利用して移動する際、容易に利用できる基準として、広島市交通圏における全タクシー(小型、中型タクシー)の1割以上をカバー出来る事とし、その基準を満たす同圏内に在る全ての者と契約することとした上で、調査、検討した結果、タクシー協同チケット株式会社が基準を満たしていることから、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約をするものである。	19	
建物(事務室)賃貸借 1式	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 芦田義則 広島市中区 東白島町14-15	H20.4.1	(財)玉野産業振興公 社 岡山県玉野市築港 1-1-3	会計法第29条の3第4項	13,138,500	13,138,500	100.0%		本賃貸借は、宇野港湾事務所の事務室及び会議室として、財団法人玉野産業振興公社と平成13年6月25日より賃貸借契約しているものであるが、平成20年度も引き続き事務室等として使用するため、会計法第29条の3第4項に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	14	
ETC別納カード使用料 1式	支出負担行為担当官 四国地方整備局 総務 部 総括調整官 内田 亨 香川県高松市サンポート 2-22	H20.4.1	西日本高速道路(株) 高松市朝日町4-1- 3	会計法第29条の3第4項	-	2,342,058	-		ETCコーポレートカードを利用により発生する使用料であり、契約の相手方は特定されているため。	1	
住友生命高松ビル賃貸借 1式	支出負担行為担当官 四国地方整備局 総務 部 総括調整官 内田 亨 香川県高松市サンポート 2-22	H20.4.1	住友生命保険相互会 社 大阪市中央区城見1- 4-35	会計法第29条の3第4項	19,417,860	19,417,860	100.0%		高松港湾空港技術調査事務所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	
情報提供業務 1式	支出負担行為担当官 四国地方整備局 総務 部 総括調整官 内田 亨 香川県高松市サンポート 2-22	H20.4.1	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5- 15-8	会計法第29条の3第4項	1,764,000	1,764,000	100.0%		(株)時事通信社が「時事通信社i-JAMPセンター」の著作権を有するため。	12	
庁舎敷地借入 1式	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局小松島 港湾・空港整備事務所 長 河西 博 小松島市小松島町字新 港9-3	H20.4.1	徳島県 徳島県徳島市万代町1 丁目1番地	会計法第29条の3第4項	2,673,945	2,673,945	100.0%		小松島港湾・空港整備事務所の庁舎用地として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	
三島川之江港工用地賃貸借 (その1) 1式	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局松山港 湾・空港整備事務所 長 中川研造 松山市海岸通2426番地	H20.9.18	ダイオーペーパーテッ ク(株) 四国中央市三島紙屋 町5番1号	会計法第29条の3第4項	2,489,488	2,484,000	99.8%		三島川之江港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借しており、当局が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
三島川之江港工用地賃貸借 (その2) 1式	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局松山港 湾・空港整備事務所 長 中川研造 松山市海岸通2426番地	H20.9.25	ダイオーエンジニアリ ング(株) 四国中央市寒川町47 65番地の2	会計法第29条の3第4項	5,477,403	5,449,301	99.5%		三島川之江港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借しており、当局が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
事務所用地借上(その2) 1式	分任支出負担行為担当 官代理 四国地方整備局松山港 湾・空港整備事務所 長 越智雄次 松山市海岸通2426番地	H20.4.1	松山市長 松山市二番町4-7- 2	会計法第29条の3第4項	2,750,402	2,750,402	100.0%		松山港湾・空港整備事務所の庁舎用地として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	

三島川之江港事務所借上1式	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所 長 越智雄次 松山市海岸通2426番地	H20.4.1	四国中央市長 四国中央市三島宮川4丁目6番55号	会計法第29条の3第4項	1,833,468	1,832,548	99.9%		三島川之江港事務所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	
今治港工事用地賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所 長 中川研造 松山市海岸通2426番地	H20.8.8	今治市長 今治市別宮町1-4-1	会計法第29条の3第4項	2,125,824	2,125,824	100.0%		今治港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借しており、当局が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
須崎港出張所賃貸借1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	H20.4.1	大和リース(株) 高知県高知市杉井流8-27	会計法第29条の3第4項	6,550,812	6,550,812	100.0%		須崎港出張所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	
作業ヤード賃貸借(その4) 15,334㎡	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	H20.4.1	住友大阪セメント(株) 香川県高松市寿町2丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	4,280,000	4,268,004	99.7%		高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借しており、当局が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その5) 4,986㎡	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	H20.4.1	(株)大洋水工 高知県須崎市緑町7番12号	会計法第29条の3第4項	3,030,000	2,964,000	97.8%		須崎港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借しており、当局が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
室津港出張所賃貸借1戸	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所 長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	H20.4.1	高知県信用漁業協同組合 高知県高知市本町1丁目6番21号	会計法第29条の3第4項	3,270,000	1,582,560	48.4%		室津港出張所の庁舎として賃貸借契約しており、当方の希望する条件を満たす物件が当該物件のみのため。	5	
事務所共益費1式	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局高松港湾空港技術調査事務所 総務課長池内正明 高松市番町1-6-1	H20.4.1	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	会計法第29条の3第4項	5,886,084	5,886,084	100.0%		住友生命高ビル賃貸借の付帯条件となっているため	5	
海水浄化実験施設賃貸借1式	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局高松港湾空港技術調査事務所 総務課長池内正明 高松市番町1-6-1	H20.4.1	郡リース(株)徳島支店 徳島市沖浜東2-13	会計法第29条の3第4項	3,918,600	3,918,600	100.0%		当所において、平成17年度より、産業副産物を利用して閉鎖性海域の劣化した海域環境を改善することを目的に、産業副産物(石灰灰)を活用することによる効果、生物等への影響について検討をおこなっており、今年度も引き続き行う業務である。また、本業務検討のために、海水浄化実験施設による実験データが必要不可欠なことから当該物件を賃貸借せざるをえない。	5	
庁舎清掃1式	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局高松港湾空港技術調査事務所 総務課長池内正明 高松市番町1-6-1	H20.4.1	オーブ美家工業(株) 高松市天神前4-31	会計法第29条の3第4項	1,180,000	1,155,420	97.9%		庁舎入居ビルの管理会社が当業者を清掃の指定業者としているため	5	
博多港浚渫土砂等投棄料 169,000m ³	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-	H20.8.29	福岡市 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	54,719,871	54,719,871	100.0%		浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄りであり、かつ、受け入れ可能な土捨て場を選定せざるを得ず、競争性がないため。	19	
土地826.61㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局唐津港湾事務所 長 九州地方整備局唐津港湾事務所 唐津市二子3-	H20.4.1	河原石油(株) 伊万里市新天町61	会計法第29条の3第4項	3,460,000	3,194,020	92.3%		平成7年より、国有財産である庁舎を本物件上に建築し使用しているが、他の土地では代替性がなく、競争が成立しないため。	5	
土地2633.54㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局唐津港湾事務所 長 九州地方整備局唐津港湾事務所 唐津市二子3-	H20.4.1	佐賀県 佐賀市城内1-1-59	会計法第29条の3第4項	1,896,480	1,896,480	100.0%		昭和42年より、国有財産である庁舎を本物件上に建築し使用しているが、他の土地では代替性がなく、競争が成立しないため。	5	

土地2,976.60平方米借受料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長崎市小ヶ倉町3-76-72	H20.4.1	長崎県長崎土木事務所長崎市国分町3-30	会計法第29条の3第4項	9,291,822	9,291,822	100.0%		昭和40年より、国有財産である庁舎を本物件上に建築し使用しているが、他の土地では代替性がなく、競争が成立しないため。	5	
土地1,845.82㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所熊本市川尻2-8-61	H20.4.1	熊本県熊本市水前寺6-18-1	会計法第29条の3第4項	1,151,904	1,151,904	100.0%		平成9年より、国有財産である庁舎を本物件上に建築し使用しているが、他の土地では代替性がなく、競争が成立しないため。	5	
環境情報公表システム保守運用管理業務1式	分任支出負担行為担当官九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所熊本市川尻2-8-61	H20.4.1	(株)熊本流通情報センター熊本市流通団地1-24	会計法第29条の3第4項	4,536,000	4,410,000	97.2%		同様な業務を実施できる者がいないため。	19	
中津港事務所賃貸借1式	分任支出負担行為担当官九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所別府市石垣東10-3-15	H20.4.1	ランドマーク(有)中津市大字中殿563-1	会計法第29条の3第4項	4,613,100	4,613,100	100.0%		本物件は、全部借り上げ庁舎として平成12年度より継続賃貸借(契約は単年度毎)しているが、毎年度事務所移転を前提とした競争契約を実施することは、現実的ではないため、競争契約に移行することは困難である。	5	
佐伯港事務所賃貸借1式	分任支出負担行為担当官九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所別府市石垣東10-3-15	H20.4.1	岡村産興(株)佐伯市西浜2-41	会計法第29条の3第4項	2,380,000	2,380,000	100.0%		本物件は、全部借り上げ庁舎として平成11年度より継続賃貸借(契約は単年度毎)しているが、毎年度事務所移転を前提とした競争契約を実施することは、現実的ではないため、競争契約に移行することは困難である。	5	
土地1,875.01㎡賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所宮崎市港1-16	H20.4.1	宮崎県中部港湾事務所宮崎市港1-18	会計法第29条の3第4項	1,050,737	1,050,737	100.0%		昭和50年より、国有財産である庁舎を本物件上に建築し使用しているが、他の土地では代替性がなく、競争が成立しないため。	5	
水道供給契約	支出負担行為担当官国土交通省東北運輸局長佐伯洋宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	H20.4.1	自動車検査独立行政法人(独)東京都新宿区本塩町8番の2	会計法第29条の3第4項	-	-	-		庁舎の水道供給契約は自動車検査独立行政法人が代表して契約しており、分担金を自動車検査独立行政法人に支払うこととなっているため	8	
郵便料金	支出負担行為担当官国土交通省東北運輸局長松本和良宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	H20.4.1	日本郵政公社東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項	-	-	-		他に郵便業務を行うものがないため	9	
関東運輸局における行政情報システムの運用にかかる保守管理	支出負担行為担当官関東運輸局長福本秀爾関東運輸局横浜市中区北仲通5-57	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)東京都港区港南1-9-1	会計法第29条の3第4項	8,870,186	8,568,000	96.6%		国土交通本省において契約された同一物件に対する保守契約の追加契約であるため。	14	
行政情報システムの運用に係る保守管理契約	支出負担行為担当官近畿運輸局長各務正人国土交通省近畿運輸局大阪府大阪市中央区大馬路4-1-76	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)東京都港区港南1-9-1	会計法第29条の3第4項	2,775,456	2,520,000	90.8%		国土交通本省において契約された同一物件に対する保守の追加契約であるため。	14	
クライアントパソコンの賃貸借契約	中国運輸局長石津緒広島市中区上八丁堀6-30	H20.4.1	JA三井リース株式会社東京都中央区日本橋1-4-1	会計法第29条の3第4項	2,416,176	2,416,176	100.0%		国庫債務負担行為が認められておらず、複数年リースを前提とした単年度契約であり、契約の相手方を変えることはできないため。平成20年度でリース期間は終了するが、クライアントパソコンの新規調達には難しいため、平成21年度も再リースする予定である。	14	
クライアントパソコンの賃貸借契約	中国運輸局長石津緒広島市中区上八丁堀6-30	H20.4.1	東芝ファイナンス(株)東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	87,948	87,948	100.0%		平成20年度より再リースをしているが、クライアントパソコンの新規調達は難しいため平成21年度も再リースする予定である。	14	

平成20年度東京空港事務所 庁舎冷熱・温熱受給	分任支出負担行為担当 官 東京空港事務所 所長 古川 義則 東京都大田区 羽田空港3-3-1	H20.4.1	東京空港冷暖房(株) 東京都大田区羽田空 港3-5-9	会計法第29条の3第4項	65,796,662	65,796,662	100.0%		国有財産法に基づく使用許可及び空港管理規則に 基づく構内営業承認を受けて供給を行うことが可能 な唯一の業者であるため	8	
平成20年度 塵芥排出処理	分任支出負担行為担当 官 東京空港事務所 所長 古川 義則 東京都大田区 羽田空港3-3-1	H20.4.1	(株)櫻商会 東京都大田区京浜島2 -14-11	会計法第29条の3第4項	4,463,172	4,463,172	100.0%		大田区との取り決めにより、塵芥は当該地区で焼 却処理を行う必要があり、また、東京都が空港内の 一般廃棄物処理を行う施設として唯一許可した処 理施設を管理する業者であるため	4	
朝日新聞他	気象庁総務部長 玉木 良知 東京都千代田区 大手町1-3-4	H20.4.1	丸の内新聞事業協同 組合 東京都千代田区内幸 町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,050,976	3,050,976	100.0%		本件は全国紙である朝日新聞他を購入するもので ある。 本件にて調達する新聞各紙は再販売価格が維持さ れており、販売区域も限定されている。 丸の内新聞事業協同組合は、全国紙である朝日新 聞他7点全てを取り扱っており、かつ、気象庁を販 売区域にもつ唯一の販売店である。	10	
船舶放送受信料	気象庁総務部長 玉木 良知 東京都千代田区 大手町1-3-4	H20.4.1	(社)共同通信社 東京都港区東新橋1- 7-1	会計法第29条の3第4項	1,493,100	1,493,100	100.0%		本件は気象観測船気象丸、管風丸、高風丸、清風 丸及び長風丸において航海に必要となる船舶向け の情報を新聞形式でファックスで受信することを目 的とする。 この船舶放送業務は社団法人共同通信社しか行っ ておらず、同社以外と契約することは不可能であ る。	12	
利尻・礼文航空気象観測所業 務委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡 野 誠 札幌市中央区北 2条西18丁目	H20.4.1	宗谷支庁長(北海道) 稚内市末広4-2-27	会計法第29条の3第4項	4,833,150	4,833,150	100.0%		宗谷支庁長との間で締結している本業務につい ては、航空気象観測業務の実施に関する協定により 委託観測を行っているもので、航空機の運航の安 全を図るため、空港の運用管理を行なっている北 海道以外に委託可能な者はいないため。	4	
奥尻航空気象観測所観測業務 委託	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡 野 誠 札幌市中央区北 2条西18丁目	H20.4.1	渡島支庁長(北海道) 北海道函館市美原4- 6-16	会計法第29条の3第4項	3,117,450	3,117,450	100.0%		渡島支庁長との間で締結している本業務につい ては、航空気象観測業務の実施に関する協定により 委託観測を行っているもので、航空機の運航の安 全を図るため、空港の運用管理を行なっている北 海道以外に委託可能な者はいないため。	4	
中部航空地方気象台映像配信 設備の使用	支出負担行為担当官 東京管区気象台長佐伯 理郎 東京都千代田区大手町 1-3-4	H20.4.1	中部国際空港株式会 社 愛知県常滑市セントレ ア1丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,132,488	1,132,488	100.0%		中部国際空港(株)との間で締結している映像配信 設備の使用については、空港ターミナルビルにより 観測室からの視認が一部困難となるため、同社が 設置した空港内監視カメラの映像の分岐を受けるこ ととしている。当該カメラの映像配信設備は、同社 のみが提供しているため他の業者と契約することは 不可能である。	12	
隠岐航空気象観測所業務委託	大阪管区気象台長 瀬上 哲秀 大阪市中央区大手前4- 1-76	H20.4.1	島根県	会計法第29条の3第4項	4,194,638	4,194,638	100.0%		島根県との間で締結している本業務については、航 空気象観測所業務の実施に関する協定を同県と締 結しているため。	4	
粟国航空気象観測所業務委託 1式	沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄県那覇市樋川1-1 5-15	H20.4.1	粟国村 沖縄県島尻郡粟国村 字東367	会計法第29条の3第4項	4,605,300	4,605,300	100.0%		粟国村との航空気象観測所の実施に関する協定 により、航空機の安全運行に資するため、一定時 間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは 同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項 に該当するため。	4	
多良間航空気象観測所業務委 託 1式	沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄県那覇市樋川1-1 5-15	H20.4.1	多良間村 沖縄県宮古郡多良間 村字仲筋99-2	会計法第29条の3第4項	4,169,550	4,169,550	100.0%		多良間村との航空気象観測所の実施に関する協 定により、航空機の安全運行に資するため、一定 時間に観測通報を行う体制を有している必要があ る。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは 同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項 に該当するため。	4	
南大東航空気象観測所業務委 託 1式	沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄県那覇市樋川1-1 5-15	H20.4.1	南大東村 沖縄県島尻郡南大東 村字南144-1	会計法第29条の3第4項	4,503,450	4,503,450	100.0%		南大東村との航空気象観測所の実施に関する協 定により、航空機の安全運行に資するため、一定 時間に観測通報を行う体制を有している必要があ る。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは 同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項 に該当するため。	4	

慶良間航空気象観測所業務委託 1式	沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄県那覇市樋川1-15-15	H20.4.1	座間味村 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109	会計法第29条の3第4項	2,720,550	2,720,550	100.0%	座間味村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4
北大東航空気象観測所業務委託 1式	沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄県那覇市樋川1-15-15	H20.4.1	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	会計法第29条の3第4項	3,336,900	3,336,900	100.0%	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4
波照間航空気象観測所業務委託 1式	沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄県那覇市樋川1-15-15	H20.4.1	竹富町 沖縄県石垣市美崎町11	会計法第29条の3第4項	2,370,900	2,370,900	100.0%	竹富町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。 当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。	4

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」